

## 6 広域的なごみ処理の推進に関すること



### (1) 経緯

一般廃棄物処理に関して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ほか関係法令に基づき、ごみ焼却施設及びリサイクル推進施設の整備を進めてきました。

#### ①ごみ焼却施設

環境省（旧厚生省）では、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）」を策定し、同年5月に「ごみ処理の広域化計画について」を各都道府県に通知しました。

このため広域連合では、平成10年8月に「大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画」を策定、平成11年2月に「大北地域ごみ処理広域化計画推進協議会」を発足して、ごみ処理の広域化に向けた検討を進めました。

平成15年に、池田町及び松川村が、ごみの広域処理に関しては、他地域自治体と構成する一部事務組合により行う方針を示したことから、「大町市（旧八坂村及び旧美麻村を含む）・白馬村・小谷村（以下、3市村という。）」による、ごみの広域処理を進めることになりました。

これにより3市村では、同年度に、「ごみ処理広域化基本構想」を、平成16年には、ごみ処理広域化の基本理念、基本方針及び目標を定めた「ごみ処理広域化基本計画」を策定しました。

平成18年には、広域ごみ処理施設の処理方式や施設規模についてまとめた「ごみ処理施設基本計画」を策定するとともに、ごみ処理施設の建設候補地を白馬村内に選定しましたが、住民の同意を得るに至らず、平成21年2月に、建設候補地として断念しました。

その後、新たな手法による検討として、学識経験者や公募による住民代表で構成する「ごみ処理施設検討委員会」を組織し、「ごみ処理広域化基本計画」の見直しを行うとともに、できる限りの透明性と公平性を確保した上で建設候補地を大町市内に選定しました。

しかし、施設計画の内容などを地元地区に説明する機会を十分得ることが出来ないまま、施設受入れ反対が表明され、再度、建設候補地として断念し、改めて選定を行うこととなりました。

新たな建設候補地の選定にあたっては、住民生活や産業基盤として一般廃棄物処理施設は必要かつ欠くことのできない施設であること、また、最新の技術により施設は安全性が十分確保されていることなどについて住民に理解を得るため、専門家による講演会や先進施設の見学会を実施し、地区住民が総意として、施設の建設を受け入れることを要件に候補地の推薦を求め、平成 24 年 10 月に地域振興策を含め、真摯な協議を経て 3 市村から 6 か所の地区について推薦を得ることができました。

建設予定地選定会議は全部で 11 回開催され、自然環境、防災などの専門的な分野について、それぞれの専門家からご意見とご助言をいただき、必要な情報の整理と確認を進め、総合的な判断により、最適地として平成 24 年 12 月に大町市平の源汲地区を選定し、平成 28 年 3 月に建設工事に着工し、平成 30 年 8 月に北アルプスエコパークが本格稼働しました。

北アルプスエコパークの稼働に伴い、休止していた 3 市村のごみ焼却施設について、令和 3 年度に「白馬山麓清掃センター」白馬山麓事務組合（白馬村・小谷村）、令和 5 年度には「大町市環境プラント」大町市のごみ焼却施設の解体撤去工事を実施しました。

## ② リサイクル推進施設

北アルプスエコパークの本格稼働に合わせて、大町市が所有していたリサイクル施設を広域連合が取得し、「大町リサイクルパーク」として管理・運営を行うこととなりました。

また、令和 2 年度には、白馬村に資源物回収の拠点として、「白馬リサイクルセンター」を建設し、令和 3 年度より管理・運営を行なっています。

なお、3 市村のごみ焼却施設解体後の跡地利用として、令和 6 年度には、リデュース、リユース、リサイクルの 3R（スリーアール）の普及啓発を目的とした、白馬リサイクルプラザの建設及び大町リサイクルパーク内にストックヤード棟を増築しました。



北アルプスエコパーク



大町リサイクルパーク



白馬リサイクルセンター

## (2) 現状と課題

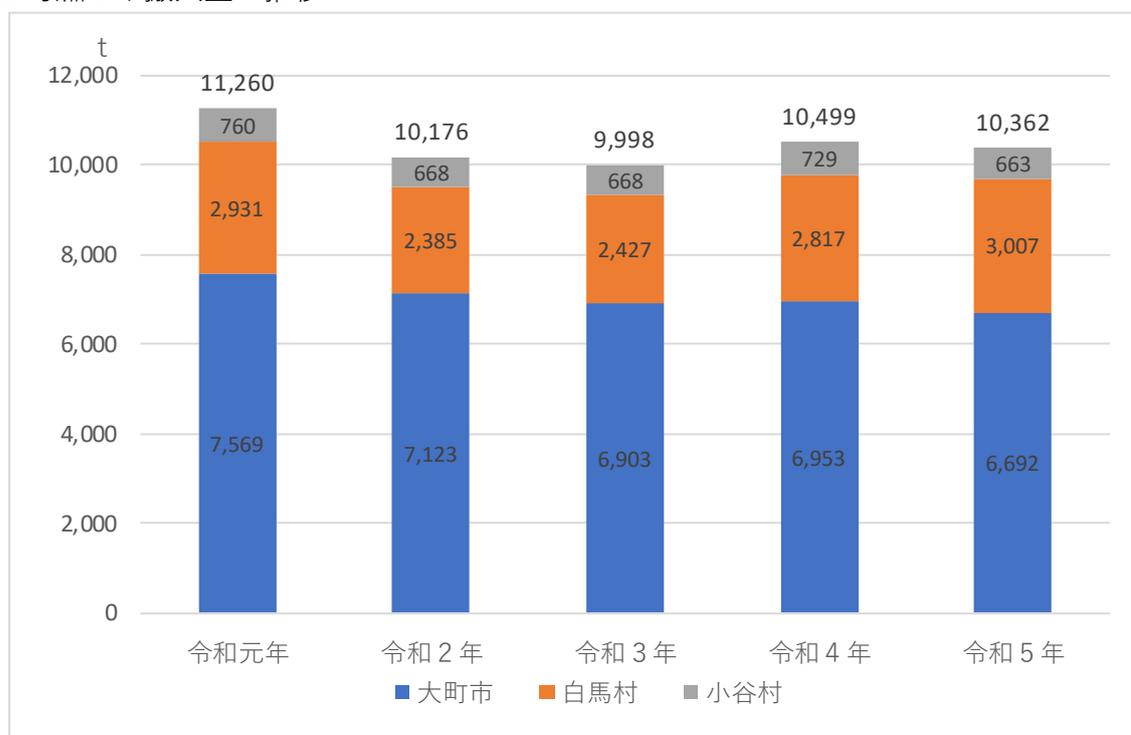
北アルプスエコパークの本格稼働と同時に、広域連合では3市村と連携を図り、循環型社会の形成を推進するため分別品目や指定ごみ袋の統一を図り、積極的に再資源化の促進と分別収集に努め、環境への負荷の少ない地域社会の実現と資源やエネルギーを大切にしながらごみの減量や資源化の取組を進めています。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に基づき、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制の強化を図るため、3市村と連携・調整を進めていく必要があります。

また、大町市グリーンパーク（最終処分場）の第2期埋立地が令和9年度末には満杯となる予測を立てているため、第3期埋立地の造成工事を令和5年度から令和8年度にかけて計画しています。

今後は、最終処分場整備の方向性として新たな埋立地の確保など、一般廃棄物の最終処分の方針について、検討を始めていく必要があります。

### ■可燃ごみ搬入量の推移



## ■指定ごみ袋

| 項 目   |        | サイズ | 収納容量 | 収入証紙代 |
|-------|--------|-----|------|-------|
| 生活系ごみ | 燃えるごみ袋 | 小袋  | 20L  | 13円証紙 |
|       |        | 中袋  | 30L  | 20円証紙 |
|       |        | 大袋  | 45L  | 30円証紙 |
|       | 不燃ごみ袋  | 小袋  | 20L  | 13円証紙 |
|       |        | 中袋  | 30L  | 20円証紙 |
|       |        | 大袋  | 45L  | 30円証紙 |
| 事業系ごみ | 燃えるごみ袋 | 大袋  | 45L  | 60円証紙 |

## ■一般廃棄物処理施設の状況

| 事業主体 | 施設名称・種類                               | 処理能力等                                       | 処理方式           | 供用開始   |
|------|---------------------------------------|---|----------------|--|
| 広域連合 | 北アルプスエコパーク<br>(ごみ焼却施設)                | 20t/炉/24h×<br>2基(40t/日)                     | ストーカ式          | 平成30年8月  |
|      | 大町リサイクルパーク<br>(資源化施設兼ストック<br>ヤード)     | ペットボトル<br>: 0.5t/5h<br>その他プラ<br>: 2.5t/5h   | 圧縮<br>梱包<br>保管 | 平成12年4月<br>(平成30年大町市より取得)                                    |
|      | 白馬リサイクルセンター<br>(ストックヤード)              | ストックヤード棟<br>: 1,112.44㎡<br>車庫棟<br>: 123.50㎡ | 保管             | 令和3年4月   |
|      | 白馬山麓清掃センター<br>(ごみ焼却施設)<br>※令和3年度解体撤去  | 30t/炉/16h×<br>1基                            | 流動床式           | 昭和60年4月<br>(平成11~12年度<br>DXNs対策工事)<br>(令和3年白馬山麓事務<br>組合より取得) |
|      | 白馬山麓清掃センター<br>(不燃物処理施設)<br>※令和3年度解体撤去 | 5t/5h                                       | 破碎<br>選別<br>圧縮 |  |
|      | 大町市環境プラント<br>(ごみ焼却施設)<br>※令和5年度解体撤去   | 34.5t/炉/24h×<br>2基(69t/日)                   | 流動床式           | 昭和63年4月<br>(平成12~13年度<br>DXNs対策工事)<br>(令和5年大町市より取得)          |

■分別品目、収集方法、搬入先

| 区 分         |                | 分別<br>(排出方法) | 搬入先                                     |      |
|-------------|----------------|--------------|---|------|
| 燃えるごみ       | 可燃ごみ（指定袋）      | 収集<br>直接搬入   | 北アルプスエコパーク<br>大町リサイクルパーク<br>白馬リサイクルセンター |      |
|             | 可燃ごみ（指定袋以外）    | 直接搬入         | 北アルプスエコパーク                              |      |
|             | 可燃性粗大ごみ        |              |   |      |
| 資源物（リサイクル物） | 容器包装類          | プラスチック製容器包装  | 北アルプスエコパーク<br>大町リサイクルパーク<br>白馬リサイクルセンター |      |
|             |                | 白色トレイ        |   |      |
|             |                | ペットボトル       |   |      |
|             |                | ガラスびん        |   | 無色   |
|             |                | 茶色           |   |      |
|             |                | その他の色        |   |      |
|             |                | 紙製容器包装       |   |      |
|             | 紙パック           | 収集<br>直接搬入   |   |      |
|             | アルミ缶           |              |   |      |
|             | 古紙類            |              |   | 段ボール |
|             |                |              |   | 新聞   |
|             |                |              |   | 雑誌   |
|             |                |              |   | 雑がみ  |
|             | 衣類・布類          |              |   | 直接搬入 |
| 廃食用油        |                |              |   |      |
| 小型家電        |                |              |   |      |
| 燃えないごみ      | 不燃ごみ（金属類）（指定袋） | 収集<br>直接搬入   |   |      |
|             | 乾電池            |              |   |      |
|             | 蛍光管・蛍光ランプ      |              |   |      |
|             | 水銀式温度計・体温計     |              |   |      |
|             | 瀬戸物・ガラスくず      |              |   |      |

### (3) 今後の方針と施策

広域連合では、平成30年3月に3市村における一般廃棄物を計画的に処理するための基本的な方針を示した「北アルプス広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間は平成30年度を初年度、令和14年度を目標年度とする15年間）を策定しており、令和6年度に3市村のごみ処理の現状を分析するとともに、評価に基づく計画の中間見直しを行いました。

本計画の見直しに伴い「ごみの発生・排出抑制」、「中間処理施設の広域化による負荷の軽減」、「ごみの減量化による最終処分場の長寿命化」、「循環型社会づくりに向けた協働の推進」などの具体的な施策の実施あたっては、今後も3市村が連携して取り組みます。

具体的には、再資源化の推進として容器包装プラスチックの分別収集に加え、令和7年度から製品プラスチックの分別収集を3市村で開始します。

また、今後予定される北アルプスエコパーク基幹改良工事に向けた検討や次期処理施設の在り方のほか、大町市グリーンパーク第3期埋立地の処理期間中に、次期最終処分場の必要性等についても、早期に3市村と検討、協議を始めます。

#### ■SDGsの目標との関連

| SDGs17の目標   |   | 関連目標                                 |
|---|---|--------------------------------------|
| <br>11 住み続けられるまちづくりを | 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する                                  | ごみの発生防止、削減、再生利用及び再利用により、ごみの大幅削減を目指す  |
| <br>12 つくる責任 つかう責任   | 持続可能な生産消費形態を確保する  |                                      |
| <br>13 気候変動に具体的な対策を  | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる  | ごみの排出量を減少させ、ごみ処理にかかる資源やエネルギーの消費を抑制する |
| <br>14 海の豊かさを守ろう     | 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する                                      | ごみの発生防止、削減、再生利用及び再利用により、ごみの大幅削減を目指す  |
| <br>15 陸の豊かさも守ろう     | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |                                      |